

## 三木市ひとり親等食料支援事業に関する仕様書

### 1 業務の概要

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活や雇用の影響が深刻になっているひとり親世帯等に食料品を提供する。

### 2 件名

三木市ひとり親等食料支援事業

### 3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### 4 業務内容

10,000円相当（消費税等を含まない）の食料品を調達し、対象者ごとに梱包する。その食料品を対象者の居宅に配達する。

- (1) 支給食料品を調達する（可能な限り地元産（三木市）を含むこと）
- (2) 食料品の梱包用段ボールを調達する
- (3) 市から支給するシールを食料品の梱包用段ボールに貼付する
- (4) 市から対象者リストの提供を受け、食料品を選定する
- (5) 市からの案内文書を同封し、対象者ごとに食料品を梱包する
- (6) 対象者の自宅に食料品を宅配する
- (7) 受託事業者は、本事業に係る宅配記録等を作成する
- (8) 実績報告をまとめ、市に報告する

実績報告の項目については、次のとおりとする。ただし、市との協議により変更する場合がある。

- ① 宅配数（個別明細含む）
- ② 支給対象品別の単価及び支給個数
- ③ 宅配結果（手渡し、留守置き、宅配不可など）

### 5 実施場所

三木市内

### 6 委託料

本業務に係る委託料は、事業の完了後、所定の手続きに従って支払う。

また、業務内容に変更が生じたときは、契約内容を変更することがある。

※委託料の見積書を提出する際、梱包・配送等に係る費用の金額が上限に達しない場合は、食料品に係る費用の上限額を増やすことができる。（三木市ひとり親等食料支援事業業務委託 受託事業者募集に係る実施要領 5（1））

## 7 対象者及び対象者数

### (1) 対象者

市が提示するひとり親世帯等

### (2) 対象者数

500世帯

## 8 留意事項

事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

## 9 個人情報保護

本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、三木市個人情報保護条例（平成12年条例第5号）及びその他の関係法規等を遵守しなければならない。

- (1) 事業者は、本事業の実施に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、業務を実施するための市から提供を受けた情報及び本事業活動において収集作成した情報等を本業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 事業者は、業務を実施するため市から渡された個人情報、及び本事業活動において収集作成した個人情報の内容を、漏えい、き損または滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (4) 個人情報の保護については、委託期間が満了し若しくは委託を取り消された後においても遵守しなければならない。

## 10 業務報告

受託者は、発注者の指示に基づき、報告書及び本事業において作成した資料等を報告期日までに発注者に報告すること。なお、様式は問わない。

## 11 その他

この仕様書に記載のない事項及び不明な点については、下記の問い合わせ先と協議すること。

## 12 問合せ先

三木市健康福祉部子育て支援課家庭支援係

TEL 0794-82-2000 （内線 713225）